

佐久市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により、佐久市堆肥製産センターにおける手数料及び販売代金の徴収事務を次のとおり委託する。

令和8年4月1日

佐久市長 柳 田 清 二

1 受託者 長野県佐久市取出町183番地
公益社団法人佐久シルバー人材センター
理事長 坂戸 千代子

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

佐久市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により、サングリモ中込における駐車場使用料金の徴収事務を次のとおり委託する。

令和8年4月1日

佐久市長 柳 田 清 二

- 1 受託者 長野県佐久市三河田493-1
長野県パトロール（株）佐久営業所
所長 田中 一嘉
- 2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

佐久市告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のとおり委託したので、同法施行令第231条の2の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

佐久市長 柳田 清二

1 対象とする歳入

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、下水道使用料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、保育料、副食費

2 委託を受けた者

東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート

3 委託を開始した日

令和8年4月1日

佐久市公告第36号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条の規定に基づき、令和8年度固定資産の価格を決定し、同法第411条の規定により令和8年度固定資産課税台帳に登録したので公告します。

なお、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、地方税法第432条の規定により縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

令和8年4月1日

佐久市長 柳田清二

佐久市公告第37号

公共下水道の供用開始に伴い、令和8年度佐久市公共下水道受益者負担金賦課対象区域を定めたので、佐久市公共下水道事業受益者負担金徴収条例(平成17年条例第175号)第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年4月1日

佐久市長 柳田 清二

記

1 下水道受益者負担金を賦課する区域(下記地区の各一部)

佐久市 長土呂	字	南下中原
佐久市 平賀	字	後家
佐久市 中込	字	土呂下

2 賦課対象地域図の縦覧場所

佐久市役所環境部下水道課

事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）【電子入札】の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）及び佐久市総合評価落札方式実施要綱（平成20年告示第121号）による事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年4月1日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 佐久市立浅科小学校ランチルーム長寿命化・給食受室建設等工事 (学校教育課 学校給食課)
工 事 場 所	佐久市甲2003番地1
工 事 概 要	佐久市立浅科小学校ランチルーム長寿命化・給食受室建設等工事 浅科小学校ランチルーム長寿命化改修 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平家建 延べ面積435㎡ 給食受室建設 鉄骨造 平家建 延べ面積58㎡ 学校給食浅科センター解体 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平家建 延べ面積260㎡
工 期	契約日から令和9年3月10日まで
入 札 方 式	本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（工事成績等簡易型）の対象案件であり、佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。
備 考	佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第3条第3項の規定により、入札時において、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

2 入札参加資格要件

- (1) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たす者とする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当していないこと。
 - ウ 有資格者名簿に建築一式工事の登録があり、その等級格付けがA級の者で、建築工事業について特定建設業の許可を有していること。
 - エ 主任技術者又は監理技術者として1級建築士又は1級建築施工管理技士を配置できること。
 - オ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - カ 「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
 - キ 本店が佐久市内にあること。
 - ク 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。
 - ケ 配置技術者は、基準を満たす者で、入札日において配置できる予定者3名まで申請でき、落札候補者となった時点で、申請者の中から配置技術者を特定する。なお、原則として契約期間中は変更することはできない。
- (2) アからケまでの基準日は、入札公告日から落札決定の日までとする。また、必要に応じて確認のための書類の提出を求めることがあるので、その際は指定した期日までに提出をすること。
- (3) 総合評価落札方式の価格以外の評価点及び算定方法は、別に定める。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年4月1日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 （本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年4月2日（木）から 令和8年4月10日（金）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで。）	以下の書類を提出すること。 ・電子入札システムで提出する書類 ①佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第1号 「事後審査型一般競争入札参加申請書（総合評価落札方式）」 ②佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第2号 「価格以外の評価点申請書」 ③配置（予定）技術者の資格及び雇用関係を証する書類 ※②「価格以外の評価点申請書」に係る「落札候補者となった場合に提出する資料」は、入札参加資格確認申請書類と併せて提出すること
設計図書等の入手	令和8年4月1日（水）から 入札日まで	・市ホームページ、入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年4月13日（月）から 令和8年4月15日（水）まで （最終日は午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページよりダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・発注課（学校教育課 学校給食課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年4月16日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年4月23日（木） 午前8時30分から 令和8年4月27日（月） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。 ・入札を辞退しようとするときは、入札書等の提出期限までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年4月30日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階702会議室
再度入札における入札書の提出期限	令和8年4月30日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
総合評価に関する事項	(1) 総合評価の方法について ・総合評価点は、電子入札システムに入力された金額が予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の制限の範囲内の者であって、失格者でないものについて、次の算式により算定する。 $\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$ ・価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。 価格点 89.00点 価格以外の評価点 11.00点 ・価格点は、次の算式により算定する。 入札価格 ≥ 調査基準価格の場合 $\text{価格点} = \text{配点} (89.00 \text{点}) \times [1 - (\text{入札価格} - \text{調査基準価格}) / \text{調査基準価格}]$ （小数点以下第3位四捨五入第2位止め） 入札価格 < 調査基準価格の場合 $\text{価格点} = \text{配点} (89.00 \text{点}) \times 1$	

	<p>※1 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。 ※2 調査基準価格とは、低入札価格調査を行う基準となる価格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格以外の評価項目及び配点について 別紙の「価格以外の評価点及び算定方法」のとおり。 <p>(2)価格以外の評価点の公表等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表日 令和8年4月30日(木) 入札開札後、入札情報システム及び佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。 ・ 自らの価格以外の評価点に疑義があるときは、価格以外の評価点に係る疑義照会書(佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第4号)により照会することができる。 <p>疑義照会期間 令和8年5月1日(金) 午前8時30分から午後5時15分まで 提出先 佐久市企画部契約課(本庁4階)</p> <p>修正が生じた場合の公表日 令和8年5月12日(火) 佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。</p>
<p>落札者の決定等</p>	<p>(1)総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。 (2)総合評価点の最も高い者の入札価格によっては、契約内容に適合した履行が為されないおそれがあると認められる場合又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が高い者を落札候補者とする。 (3)総合評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、その者のうちで佐久市低入札価格調査制度実施要領第3条に規定する調査基準価格に最も近い価格を提示した者を落札候補者とする。この場合において、調査基準価格に最も近い価格を提示した者が2人以上ある場合は、当該入札者の電子入札システムに入力した入札書の3桁のくじ番号により落札候補者を決定する。 (4)落札候補者は入札参加資格確認書類等を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に持参又はメールにより提出すること。 (5)審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類等を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合は失格とし、次順位者から順次入札参加資格確認書類の提出を求めて資格審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 (6)落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 (7)落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し、連絡する。 (8)入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱様式第4号)により通知する。</p>
<p>入札参加資格確認申請書提出について(落札候補者)</p>	<p>(1) 提出書類は ①佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第2号「価格以外の評価点申請書」に係る「落札候補者となった場合に提出する資料」 ②「事後審査型一般競争入札(総合評価落札方式)提出書類チェックシート」 ③佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第7号「市内業者施工予定調書」 ④「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 ⑤「配置技術者決定届(様式第3号)」 ⑥「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写)」 ⑦「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 ⑧「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 ⑨「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 ⑩「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 ⑪「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ※②のチェックシートを活用し、提出書類には不備等がないことを十分確認した上、提出してください。</p>

	(2)落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。 なお、郵送による提出は認めないものとする。 (3)入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	(1)入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 (2)やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 (3)落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 (4)詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	<ul style="list-style-type: none"> ・適用あり (1) 調査基準価格は、佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱第3条及び第4条の規定を準用して算出した額とする。 (2) 失格基準価格は、入札書比較価格の100分の70の額とする。 (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 最低価格入札者であっても必ずしも落札候補者とならない。 イ 調査資料を提出するよう通知を受けた場合は、期限までに提出しなければならない。また、工事担当課の調査に応じなければならない。 (4) 失格基準価格を下回った入札者は、調査することなく失格とする。 (5) 調査に関する書類及び判断結果は、契約後に原則として閲覧により公表する。
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- 佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市総合評価落札方式実施要綱、佐久市財務規則、佐久市低入札価格調査制度実施要領及び佐久市建設工事事務処理規程別記入札心得を熟読の上、御参加ください。
- 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市学校教育部学校給食課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3493（直通）

佐久市公告第51号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項に規定する予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条第1項の規定により、実施期間、実施場所、予防接種の種類及び接種対象者並びに注意すべき事項を下記のとおり公告する。

令和8年4月1日

佐久市長 柳田 清二

記

- 1 実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日(ただし、医療機関の休診日は除く。)
- 2 接種場所 佐久市公告第52号に規定する医療機関
- 3 予防接種の種類及び接種対象年齢等

・ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・ヒブ
〔沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(五種混合)〕

接種対象者
生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者

標準的な接種時期及び回数
第1期初回: 生後2か月に達した時から生後7か月に達するまでを標準的な接種期間として 20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回接種
第1期追加: 初回接種終了後6か月以上、標準的には6か月から18か月までの間隔をおいて 1回接種

・ジフテリア・破傷風第2期 [沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(二種混合)]

接種対象者
11歳以上13歳未満の者

標準的な接種時期及び回数
11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回接種

・麻しん、風しん (乾燥弱毒生麻しん・風しん・麻しん風しん混合ワクチン)

接種対象者・標準的な接種時期及び回数
第1期:生後12か月から生後24か月に至るまでの者に対して、1回接種
第2期:5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間にあるものに対して、1回接種 (いわゆる幼稚園・保育園の年長児の4月1日～翌年3月31日までの間に1回接種)

・日本脳炎 (乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)

接種対象者
第1期:生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者
第2期:9歳以上13歳未満の者

標準的な接種時期及び回数	
第1期	初回:3歳から4歳に達するまでを標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回接種
	追加:初回接種終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年の間隔をおいて1回接種
第2期	9歳に達した時から10歳に至るまでを標準的な接種期間として1回接種

○特例対象者の方は、日本脳炎の定期接種の不足回数分を公費負担で、20歳未満まで接種することができる。

※13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。

・結核 (経皮接種用乾燥BCGワクチン)

接種対象者
生後1歳に至るまでの間にある者

標準的な接種時期及び回数
生後5か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回接種

・ヒトパピローマウイルス感染症【子宮頸がん予防】
 (組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン)

接種対象者		
12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性 (小学校6年生から高校1年生相当の年齢の女性)		
標準的な接種時期及び回数		
中学1年生の女性(接種対象年齢: 小学校6年生～高校1年生相当の女性)		
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(シルガード9)	15歳になるまでに受ける場合	6月以上の間隔をおいて2回目を接種 *2回目接種が、1回目から5か月未満であった場合は、3回接種。3回目の接種は、2回目の接種から少なくとも3か月以上間隔を置いて接種
	15歳になってから受ける場合	1回目の接種を受けた2か月後に2回目を、6か月後に3回目を接種

・Hib感染症 (乾燥ヘモフィルスb型ワクチン)

接種対象者	
生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	
標準的な接種時期及び回数	
初回接種開始時に生後2か月から生後7か月に至るまでの間にある者 初回: 27日以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回接種 追加: 初回接種終了後7か月以上、標準的には7か月から13か月までの間隔をおいて1回接種	

・小児の肺炎球菌感染症（沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン）

接種対象者
生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者

標準的な接種時期及び回数
<p>初回接種開始時に生後2か月から生後7か月に至るまでの間にある者 初回：標準的には生後12か月までに27日以上の間隔をおいて3回接種 追加：生後12か月から生後15か月に至るまでの間を標準的な接種期間として初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後で、生後12か月に至った日以降に1回接種</p>

・水痘（乾燥弱毒生水痘ワクチン）

接種対象者
生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者

標準的な接種時期及び回数
<p>1回目：生後12か月から生後15か月に達するまでを1回目の標準的な接種期間として1回接種 2回目：1回目接種後、3か月以上、標準的には6か月から12か月までの間隔をおいて1回接種</p>

・B型肝炎（組換え沈降B型肝炎ワクチン）

接種対象者
<p>生後1歳に至るまでの間にある者 ※母子感染予防のために抗HBs人免疫グロブリンと併用してB型肝炎ワクチンの接種を受ける場合健康保険が適用されるため、定期接種の対象外</p>

標準的な接種時期及び回数
<p>生後2か月から生後9か月に至るまでを標準的な接種期間として、27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種する。</p>

・ロタウイルス感染症（ロタウイルスワクチン[経口]）

接種対象者	
1価	出生6週0日後から24週0日迄の間にある者
5価	出生6週0日後から32週0日迄の間にある者

標準的な接種時期及び回数	
<p>1価（ロタリックス） 生後6週0日から24週0日</p>	<p>出生6週0日から初回接種を開始し、27日以上の間隔をおいて、出生24週0日後までの間に2回接種する。（初回接種は生後2月に至った日からの出生14週6日後までの間を標準的な接種期間とする。）</p>
<p>5価（ロタテック） 生後6週0日から32週0日</p>	<p>出生6週0日から初回接種を開始し、27日以上の間隔をおいて、出生32週0日後までの間に3回接種する。（初回接種は生後2月に至った日からの出生14週6日後までの間を標準的な接種期間とする。）</p>

・組換えRSワクチン(アブリスボ筋注用)

接種対象者
妊娠28週から37週に至るまでの者。

標準的な接種時期及び回数
妊娠ごとに1回。

・高齢者の肺炎球菌感染症 (沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン)

接種対象者及び接種方法
接種当日に65歳の者。 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを1回皮下内又は筋肉内に注射する。
接種時に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを1回皮下又は筋肉内に注射する。

・带状疱疹

接種対象者
65歳の者 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な 程度の障害を有する者 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

※带状疱疹の定期接種の対象者となる前に、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを1回接種したことがある者は、医師の診断に基づき接種することができる。

標準的な接種時期及び回数	
乾燥弱毒生水痘ワクチン	1回皮下に注射する。
乾燥組換え带状疱疹ワクチン	2月以上、標準的には2月の間隔をおいて2回筋肉内に注射する。 当該方法をとることができない場合でも1回目の接種から6月までに2回目の接種を完了することが望ましい。

※疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性のある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対し、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを使用する場合は、1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射しても差し支えない。

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者は、下記のとおりとする。

- ア 接種当日、明らかに発熱している者(37.5℃以上の発熱)
- イ 重い急性疾患にかかっている者
- ウ 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがある者
- エ BCG接種の場合においては、外傷などによるケロイドが認められる者
- オ 上記に掲げる方のほか、医師が不適切な状態と判断した場合

(2) 接種を受ける前に医師と相談しなくてはならない者は、下記のとおりとする。

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- イ 予防接種で接種後2日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれんの既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

佐久市公告第52号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項に規定する予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により、医師名及び接種場所を下記のとおり公告する。

令和8年4月1日

佐久市長 柳田 清二

記

(五十音順)

医療機関名 (医師名)	五種 混合	二種 混合	麻しん 風しん 混合	日本 脳炎	BCG	子宮頸 がん予 9価	Hib 感染症	小児の 肺炎 球菌	水痘	B型 肝炎	ロタウイルス		RS	高齢者 の肺炎 球菌	带状疱疹	
											1価	5価			生ワク チン	組換え ワクチ
ACT内視鏡クリニック (友利 彰寿) 佐久平駅北2-1 THE N OMU 佐久平 1階	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
AYA乳腺クリニック (半田 喜美也) 臼田1208-10	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
安紀内科クリニック (竹内 安紀) 野沢236-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
浅科診療所 (角田 俊治) 塩名田570	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
あさまコスモスクリニック (山崎 諭) 長土呂1198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
雨宮病院 (雨宮 雷太) 下小田切73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	○
いまいレディースクリニック (今井 努) 岩村田2015-1	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
川西赤十字病院 (酒井 龍一) 望月318	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
くろさわ病院 (黒澤 一也) 中込1-17-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
こすも内科クリニック (内堀 繁康) 平賀1927-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
小林内科クリニック (小林 博明) 佐久平駅北 19-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
こやまクリニック (小山 寛) 蓬田232-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○
斎藤産婦人科 医院 (斎藤 英樹) 中込1985-1	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
坂戸クリニック (坂戸 政彦) 中込3827-23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○

増田医院 (増田 裕行) 岩村田2381-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
まつざきクリニック (松崎 茂) 猿久保335-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
三木クリニック (三木 淳) 岩村田2013-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
みついきクリニック (金澤 亮) 新子田866	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
柳澤クリニック分院 (大井 浄) 佐久平駅北21-4	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
ゆずの木ホームクリニック (小松 裕和) 長土呂806番地5	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
りすさんこども クリニック (保科 宙生) 岩村田5502-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
わかば内科クリニック (堀込 実岐) 中込3284-2	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○
岡田医院 (岡田 稔) 協和6981	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
荻原医院 (荻原 幹雄) 岩村田1055-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
関口小児科医院 (関口 恵美子) 中込1-25-2	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
金澤病院 (金澤 政之) 岩村田804	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
高橋医院 (高橋 淳) 望月133-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
佐久中央医院 (菅原 敏明) 中込3119-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
佐久長土呂クリニック (吉澤 寿英) 長土呂803-26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
佐久平ファミリークリニック 内科・消化器科 (木村 雅樹) 岩村田1315-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
佐久平駅前メンタルクリ ニック (中村公哉) 佐久平駅東21-2佐久平プ レイスビル 1階B号室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
小山医院 (小山 武昭) 野沢194-1	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
小松耳鼻咽喉科クリニック (小松 正彦) 岩村田1311-9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○

水嶋クリニック (水嶋 丈雄) 原567-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
浅間総合病院 (青木 敬宏) 岩村田1862-1	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○
相馬医院 (相馬 智彦) 野沢194-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	要相談	○	
相馬北医院 (相馬光弘) 野沢258-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
田嶋クリニック (田嶋 晃) 臼田1652-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
田尾内科 (田尾操) 小田井820-25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	
都甲クリニック (都甲昭彦) 三塚191番地36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	
野澤医院 (野澤保興) 平賀5340	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	

※1 日本脳炎は、第2期のみ接種可能です。